

デイサービス我が家 発寒の家 A 指定地域密着型通所介護、B 札幌市通所型サービス 事業運営規程

(事業の目的)

第1条 H T C 株式会社が開設するデイサービス我が家 発寒の家（以下「事業所」という。）が行う A 指定地域密着型通所介護、B 札幌市通所型サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「地域密着型通所介護等従事者」という。）が、要介護状態【要支援状態】にある高齢者に対し、適正な A 指定地域密着型通所介護、B 札幌市通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の地域密着型通所介護等従事者は、要介護状態【要支援状態】等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 デイサービス我が家 発寒の家
- 2 所在地 札幌市西区発寒9条11丁目8-12

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は別紙のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 生活相談員 2名（常勤職員）

生活相談員は、A 指定地域密着型通所介護、B 札幌市通所型サービスの利用申込にかかる調整、他の地域密着型通所介護等従事者及び利用者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力をして A 指定地域密着型通所介護計画、B 札幌市通所型サービス計画の作成等を行う。

- 3 介護職員 4名（常勤職員） 介護職員 1名（非常勤職員）

介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- 4 機能訓練指導員 2名（非常勤職員）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

- 5 看護職員 2名（非常勤職員）

看護職員は、介護サービスの提供に当たり、利用者の健康管理、相談、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日（1月1日を除く）
- 2 営業時間 午前9時00分から午後17時00分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----------|------------------|-----|
| 1単位 | サービス提供時間帯 | 午前9：00から午後16時30分 | 18人 |
| 1単位目 18人 | | | |

(A指定地域密着型通所介護、B札幌市通所型サービスの提供方法、内容)

第7条 A指定地域密着型通所介護、B札幌市通所型サービスの内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する
衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する
食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

5 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

レクリエーション、生活リハビリテーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

6 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には地域密着型通所介護等従事者が添乗し必要な介護を行う。送迎、移動、移乗動作の介助

7 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

8 健康チェック

到着後、30分～60分の間にバイタル測定を行い、利用者の健康状態を確認する。

身体測定に関しては、利用者毎に毎月、最低1回は行う。

(A 指定地域密着型通所介護、B 札幌市通所型サービスの利用料等及び支払いの方法)

- 第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。
- 2 札幌市通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、市町村で定める基準に基づいた額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
 - 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、1キロ20円を徴収する。
 - 4 食事の提供に要する費用については、昼食材料費代として、500円を徴収する。
 - 5 おむつ代については、1枚150円を徴収する。
 - 6 その他、A 指定地域密着型通所介護、B 札幌市通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
 - 7 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
 - 8 第1項から第5項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
 - 9 A 指定地域密着型通所介護、B 札幌市通所型サービスの利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。
 - 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
 - 11 法定代理受領サービスに該当しないA 指定地域密着型通所介護、B 札幌市通所型サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したA 指定地域密着型通所介護、B 札幌市通所型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、札幌市（西区、中央区、手稲区、北区）とする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第10条 A 指定地域密着型通所介護、B 札幌市通所型サービスに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 地域密着型通所介護等従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第11条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(緊急時等における対応方法)

第12条 地域密着型通所介護等従事者等は、A指定地域密着型通所介護、B札幌市通所型サービスを実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 A指定地域密着型通所介護、B札幌市通所型サービスを実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第13条 A指定地域密着型通所介護、B札幌市通所型サービスは防火管理についての責任者を定め、非常災害に備えるため防災計画を作成し、定期的に避難・救出訓練等を行う。

(苦情処理)

第14条 管理者は、提供したA指定地域密着型通所介護、B札幌市通所型サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

お客様相談窓口 : デイサービス我が家 発寒の家
受付対応日時 : 月曜日 ~ 金曜日 (9:00~17:00)
TEL : (011)688-9825
FAX : (011)688-9826
相談担当者 : 越智 賢治

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第16条

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- 2 成年後見制度の利用支援
- 3 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

(2) 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- 1 段る、蹴る等、直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- 2 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- 3 廊下に出す、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

- 4 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- 5 食事を与えないこと。
- 6 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- 7 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- 8 現に受けているサービスが受けられない旨脅かす等、言葉による精神的苦痛を与えること。
- 9 性的な嫌がらせをすること。
- 10 当該利用者を無視すること。

(感染症対策)

第17条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、必要に応じて随意見直すこと。
- 2 看多機サービスの利用開始前及び病態変化の場合には、感染症の有無を確認し、対策を講じる。
- 3 その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針を定め事故を防止するための体制を整備する。

- 1 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに浜田市、利用者の家族等に対して連絡を行う等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体的拘束等)

第19条 事業所は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族の「利用者の身体的拘束に伴う同意書」に記名押印を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録する。

- 1 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3月に1回以上開催する。
開催した内容を介護職員、その他従業者に周知する。
- 2 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第20条 従事者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年2回以上

- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 A 指定通所介護、B 第 1 号通所介護(石狩市通所介護相当サービス)、C 札幌市通所型サービスの提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。
- 5 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、HTC 株式会社と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日に改正・施行する

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日に改正・施行する

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日に改正・施行する

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日に改正・施行する